

出来事（2015年2月）

1. 食品表示基準

食品の新たな機能性表示制度と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に基づく「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日 薬発476号、いわゆる「食薬区分」）との整合性については、厚生労働省と調整中とのことです。（2月17日、消費者庁回答）

尚、3月2日～16日、全国で消費者庁による説明会が開催されます。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1417.pdf>

2. 新規の食品添加物の指定（1品目）

2月20日、カンタキサンチン（着色料）が指定されました。

カンタキサンチンの使用規準：

- ・カンタキサンチンは、魚肉ねり製品（かまぼこに限る。以下この目において同じ。）以外の食品に使用してはならない。
- ・カンタキサンチンの使用量は、魚肉ねり製品1kgにつき0.035g以下でなければならない。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150223I0020.pdf>

さらに、クエン酸三エチル（国際調和品目）、アンモニウムイソバレレート（国際汎用香料）について、指定に向けた手続きが進められています。

なお、過酢酸製剤については、食品安全委員会での健康影響評価は完了していません。

3. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（18品目、最終：2014年12月15日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（62品目、最終リスト：2015年1月23日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品・添加物リスト（最終：2015年2月28日）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228 株）、アスパラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株）、 α -アミラーゼ（NZYM-SO 株）、グルタミルバリルグリシン（DP-No.1 株及び GG-No.1 株）、L-グルタミン酸ナトリウム（GLU-No.7 株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO 株）

食品扱いの L-シトルリン（CPR 株）も審査中です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

4. L-ヒドロキシプロリンの表示

1月7日、*E. coli* AHD 株由来の L-ヒドロキシプロリンは、内閣府食品安全委員会から「高

度精製品」であると厚生労働省に通知され、「安全性審査の手続きを経た遺伝子組換え食品及び添加物一覧」（62品目、最終：2015年1月23日）に掲載されました。本品は、既存添加物であって、食品添加物の表示を定める消費者庁次長通知第377号別添1の「基原・製法・本質」に、「ゼラチン等を、加水分解し、分離して得られたものである。主成分はL-ヒドロキシプロリンである。」とされており、消費者に正確な情報を提供するためには改正が必要とされます。

この点について、1月30日、消費者庁は、「現在、厚生労働省等において、改正が検討されている「食品添加物公定書」の見直しに合わせ行うことを検討している。」と、斉藤和子衆議院議員事務所に回答したとのことです。

5. 食品添加物公定書の改訂の大幅な遅延

厚生労働省は、2月17日、「現時点で第9版食品添加物公定書の告示の予定をお知らせすることは困難です。」と、斉藤和子衆議院事務所に回答しました。食品添加物公定書は、概ね5年毎に改訂されるとされています（厚生労働省のホームページに、「従来から、概ね5年ごとに改訂しています。」と記載されている）。第8版公定書が2007年3月30日に告示されてから、ほぼ8年になるので、大幅に遅れていることとなります。

6. 平成27年度輸入食品監視指導計画

1月23日、厚生労働省より、平成27年度輸入食品監視指導計画が公表され、意見募集（パブリックコメント）が実施されています。（2月23日まで）

食品衛生法第19条（表示）が、消費者庁に移管されたことから、「食品衛生法第19条に基づく食品の表示については、消費者庁に移管されたことから、厚生労働省の検疫所で監視するための予算は盛り込まれていないと解釈して宜しいか。」との質問について、厚生労働省は、「解釈のとおりです。」と回答したとのことです。

7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

①新たな出荷制限：2月25日、福島県南相馬市で産出されたフキノトウ（野生のものに限る。）について、出荷制限が指示されました。

②出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（2月25日現在）

8. 健康的な食生活（WHO）

1月25日、更新されたWHOの「健康な食生活」の主なポイントは、次の通りです。

- ・エネルギー摂取量（カロリー）は、消費量とのバランスをとる必要がある。不健康な体重増加を避けるために、脂肪の摂取は、総エネルギー摂取量の30%を超えない。飽和脂肪は、不飽和脂肪にシフトさせ、工業的トランス脂肪は避ける。
- ・総エネルギーの10%未満まで、遊離糖の摂取量を制限する。総エネルギーの5%未満へのさ

らなる減少は、追加の健康上の利益になるだろう。

- ・ 1日あたり 5g 未満に食塩摂取量を維持することで、高血圧を防ぐことができるし、成人の心疾患や脳卒中のリスクを低減する。
- ・ WHO 加盟国は、2015 年までに、世界の人々の食塩の摂取量を 30%削減し、糖尿病や肥満の増加を停止することで合意した。

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs394/en/>

9. カフェインの評価案へのパブコメ (EFSA、1月15日)

「1回用量 200mg と 1日 400mg までのカフェインの摂取量は、ヨーロッパでの大人において安全上の懸念を提起しない。これは、全てのカフェインのソースからのカフェインの安全性に関する EFSA の科学的意見の暫定調査結果の 2 つである。」とし、EFSA は現在、2015 年 3 月 15 日までパブコメを求めるとのことです。(詳細は、省略しました。)

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150115.htm>

*内閣府食品安全委員会のファクトシートが公表されています。(平成 23 年 3 月 31 日)

10. より健康的な学校給食を (香港、1月30日)

香港の健康保護研究センターは、96 のランチサンプルの 99%がナトリウムの推奨量を超えていたので、政府の医療専門家は栄養ガイドライン守るように、学校給食サプライヤーに促したとのことです。

52%は、タンパク質の必要量以上を含有していたが、17%は、食物繊維の推奨摂取量を満たさなかった。

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/01/20150130_175926.shtml

*日本は、「食事摂取基準」の目標量の年齢ごとの平均の 33%未満 (例えば、10~11 歳での食塩相当量は、約 2.2 となる。)とされているので、香港の学校給食の基準 (不詳です) が、仮に 1g 以下であれば、かなりの差がある (日本は、かなり高い) ことになります。

11. サバ (Scombroid) によるヒスタミン中毒 (オーストラリア)

NSW 食品局は、現在、サバ食中毒の発生を調査しており、4 人がシドニー CBD カフェでタイから輸入販売されたツナ缶を食べた後サバ食中毒の症状を被ったと報告しました。当局は、さらなるサンプルを入手し、試験を行っているとのことです。

[http://www.foodstandards.gov.au/consumer/safety/Pages/Histamine-\(Scombroid\)-fish-poisoning.aspx](http://www.foodstandards.gov.au/consumer/safety/Pages/Histamine-(Scombroid)-fish-poisoning.aspx)

EU の RASFF 2015 年第 5 週でも、ペルー産冷凍シイラからヒスタミンが検出(122;140; 257 mg/kg)されたとして、注意喚起情報が出ているとのことです。

*日本に輸入される魚類および漁醬からヒスタミンが検出されることがあるようですが、規制は明確ではありません。

12. 乳化剤の広範な使用に対する問題提起（Nature 2月25日）

乳化剤の広範な使用は、腸内微生物叢に影響を与え、肥満やメタボリック症候群および他の慢性炎症性疾患の発生率の増加に繋がる可能性が示唆されました。

<http://www.nature.com/nature/journal/vaop/ncurrent/full/nature14232.html>

乳化剤としては、カルボキシメチルセルロース（c.m.c.）とポリソルベート 80 が例示されました。この問題に対して、消費者は表示で選択可能との意見があるようですが、日本の表示制度では、ポリソルベート 80 については、一括名である「乳化剤」が使用可能ですので、消費者は認識できず選択できません。

13. 輸入食品の回収命令

2月24日、兵庫県は、輸入ビーフンから安全性未審査の組換えDNA（63Bt コメ）が検出されたため食品衛生法第11条に基づき、回収命令を出しました。

施設名称 （営業者氏名）等	営業所所在地	行政処分を 行った理由	対象食品
株式会社神戸物産	加古郡稲美町中 一色 883 番地	輸入ビーフンから安全性未審査の組換えDNA（63Bt コメ）が検出されたため	ビーフン（1,234 カートン）

14. 輸入食品の違反事例

- ・ 滋賀貿易株式会社が、ベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」及び兼松株式会社が、ベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシンが、それぞれ 0.01ppm、0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：動物用医薬品（殺菌剤）

- ・ L.A.Style 株式会社が、米国から輸入した「いったカフェインレスコーヒー豆」の行政検査で、指定外添加物（塩化メチレン）の使用が判明し、廃棄、積戻し等が指示されました。
*塩化メチレン（ジクロロメタン）：内閣府食品安全委員会の「ハザード概要シート」に、「ハザード等の概況」として、「わが国では認可されていないが、海外ではコーヒーからのカフェイン除去等の食品抽出剤としての用途が報告されている。また、米国、韓国では、着色料、保存料、乳化剤、強化剤等以外の用途がある。」とされています。

（作成：2015年2月28日）